



令和3年5月25日

各 位

会社名 株式会社ファルコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 安田 忠史
(コード番号：4671 東証第一部)
問合せ先 取締役管理室長 大西 規和
(TEL. 06-7632-6150)

子会社への譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の子会社への譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、中長期的かつ安定的な企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、令和2年5月12日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会にて株主の皆様からご承認をいただいております。

また、当社は、令和3年6月22日開催予定の当社第34回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、監査等委員会設置会社への移行とともに、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に関する議案を付議することとしております。

本制度に関する議案の内容は以下の通りです。

- ① 当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
- ② 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とする。
- ③ 本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年40,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。
- ④ 譲渡制限期間は、当社株式の割当を受けた日より30年間とする。
- ⑤ 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

今般、本制度の導入目的をより促進する観点から、当社は、対象取締役に加え、新たに当社の子会社の取締役に本制度を導入することを決定いたしました。本制度に基づき、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総額及び総数は、対象取締役及び当社の子会社の取締役への付与を合わせて年額1億円以内及び年40,000株以内といたします。

以 上